

令和8年度 開発行為許可申請書の提出締切日について

開発行為に関連する事務許可等の適確な実施を図るため、開発行為の規模が 1,000 m² 以上の開発行為（事前協議同意済みの場合については 2,000 m² 以上の開発行為）については土地利用調査委員会の審査を要することになっております。

つきましては、今治市土地利用調査委員会において調査審議すべき開発行為許可申請書の提出締切日を次表のとおり設定しますので、必要関係書類を整えて、締切日までに提出してください。

	締切日
第1回	令和8年 4月 14日 (火)
第2回	令和8年 5月 26日 (火)
第3回	令和8年 7月 14日 (火)
第4回	令和8年 9月 8日 (火)
第5回	令和8年 10月 27日 (火)
第6回	令和8年 12月 15日 (火)
第7回	令和9年 2月 9日 (火)

※上記締切日の約 1 か月後に今治市土地利用調査委員会が開催されます。その後、書類補正、申請受付、開発許可となります。

農地転用がある場合、開発許可と農地転用許可が同日許可となるため、別途期間がかかります。農地転用の手続きにかかる期間については、農業委員会事務局にお問合せください。

(問合先)

今治市 建設部 都市政策局 都市政策課 開発指導係
電話 0898-36-1550 (直通)